

つくば市あかちゃんの駅登録に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、市内の施設で授乳及びおむつ換え等ができる施設をつくば市あかちゃんの駅（以下「あかちゃんの駅」という。）として登録し、かつ、外出中の乳幼児及びその保護者が気軽に立ち寄れる場所として広く公表することにより、乳幼児の保護者が安心して子どもを生み育てる環境づくりを推進することを目的とする。

(対象者)

第2条 あかちゃんの駅を利用することができる者は、原則として、授乳又はおむつ換えを目的とする乳幼児及びその保護者とする。

(登録要件)

第3条 あかちゃんの駅の登録要件は、次のとおりとする。

- (1) 授乳又はおむつ換えができる十分な場所が確保されていること。
- (2) 利用者が外部の目を気にせず授乳又はおむつ換えができること。
- (3) 施設管理者が衛生面に配慮し、定期的に清掃を行えること。

(申請等)

第4条 あかちゃんの駅の登録を希望する施設の管理者（以下「申請者」という。）は、あかちゃんの駅の登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、速やかに書類を審査し、前条に規定する設置要件に応じた対策を講じているか、現場確認を行うものとする。

3 市長は、前項に規定する書類審査及び調査後に、あかちゃんの駅登録審査結果通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。この場合において、あかちゃんの駅として登録したときは、あかちゃんの駅ステッカー（様式第3号。以下「ステッカー」という。）を交付するものとする。

(変更申請)

第5条 あかちゃんの駅として登録された施設（以下「登録施設」という。）は、登録内容に変更が生じた場合は、あかちゃんの駅登録変更（抹消）届（様式第4号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により届出を受けたときは、その内容を審査し、あかちゃんの駅変更（抹消）結果通知書（様式第5号）を当該届出をした登録施設に通知するものとする。

(表示)

第6条 登録施設の管理者は、ステッカーその他の掲示物を利用者の目に付きやすい場所に掲示し、管理しなければならない。

(実施日及び時間)

第7条 あかちゃんの駅の実施日及び時間は、登録施設の管理者が市長と協議のうえ、登録時に決定する。ただし、登録施設の管理者が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

(利用制限)

第8条 登録施設の管理者は、あかちゃんの駅の利用者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用を拒み、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

(1) 登録施設にとって、安全性の確保又は適正な衛生管理を行う上で重大な支障があると認められるとき。

(2) 利用者が施設管理者の指示に従わなかったとき。

(3) その他施設管理上の支障があるとき。

(確認)

第9条 市長は、登録施設に関して、年に1回程度、実施状況等について確認を行うものとする。この場合において、確認の結果、不備があると認めた場合は、市長は、登録施設の管理者に対して必要な措置を命ずるものとする。

2 前項の規定に基づき措置を命じたにも関わらず不備が改善されない場合は、市長は、登録を取り消すことができる。

(公表)

第10条 市長は、登録施設の名称、所在地等を市の広報紙、ホームページ等により公表するものとする。

(助言等)

第11条 市長は、登録をしようとする、又は改善を検討している施設の管理者から技術的な相談があった場合は、必要な助言又は指導をすることができる。

(庶務)

第12条 あかちゃんの駅についての庶務は、こども・保健部こども政策課において行う。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成21年11月11日）

(施行期日)

1 この要項は、決裁の日から施行する。

(準備行為)

2 あかちゃんの駅の登録のために必要な準備行為は、この要項の施行前においても行うことができる。

附 則（平成25年4月1日）

この要項は、決裁の日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この要項は、決裁の日から施行する。

附 則（令和8年7月28日）

この要項は、令和8年4月1日に遡及して施行する。